

広島県告示第千九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年十一月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二八三号	庄原市宮内町字田中ヶ原二一七番三地从先から庄原市宮内町字橋ノ本一八八四番地先まで	平成一九年一月一二日